

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部福祉政策課

1 補助金の名称等

30年度調査

補助金の名称	福祉サービス第三者評価事業補助金									
根拠規定等	文京区福祉サービス第三者評価事業補助要綱									
創設年月	平成	18	年	10	月	経過年数 〔自動計算〕	11年	終了予定年月		
直近の見直し年月	平成	26	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	4年			
見直しの内容	補助対象サービスの削除・追加									
予算科目	款		項		目		大事業		中事業	実施計画事業番号
	5 民生費		1 社会福祉費		4 福祉事業費		8 福祉サービス第三者評価事業		1 福祉サービス第三者評価事業	
補助金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給									

2 補助金の概要

補助目的	福祉サービスを利用する区民への情報提供の促進及び事業者のサービスの質向上に寄与する										
補助事業等の内容	福祉サービス提供事業者が福祉サービス第三者評価を受ける際の費用の一部を補助										
補助対象経費の内容	第三者評価を受けるための契約費用。ただし、各区分に応じて定める額を限度とする										
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他										
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕										
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率〔補助率 1/2, 10/10〕 <input type="checkbox"/> 定額〔補助額 〕										
	<input type="checkbox"/> 補助単価〔補助単価 単位 〕 <input type="checkbox"/> その他										
	〔その他の場合は具体的に記入〕										
〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 居宅系サービス・・・1/2又は15万円のうち、いずれか少ない額。施設系サービス・・・1/2又は30万円のうち、いずれか少ない額。ただし、認知症対応型共同生活介護、認証保育所(A型、B型)等については対象経費又は60万円のうち、いずれか少ない額。											
公募の状況	ホームページ、区報、ポスター掲示などにより、広く補助金の申請を受け付けている										
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書 <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他〔 〕										
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	1/4,0	国	-	都	1/4,10/10	補助対象者	1/2,0
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由								

3 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金 については 不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

4 交付実績

(件、千円)

項目	27年度(決算)	28年度(決算)	29年度(決算)	30年度(予算)
交付(見込み)件数	13	12	14	12
決算(予算)額	3,761	3,323	3,991	4,920
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	3,400	3,052	3,628	4,620
その他	0	0	0	0
一般財源	361	271	363	300
29年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	29年度は、通所介護(居宅)2件、介護老人福祉施設1件、認知症グループホーム7件、小規模多機能型居宅介護3件、訪問看護1件、計14件の受審補助を実施した。			

5 課題及び今後の方向性

引続き要綱に則り、適正な補助金の交付を行う。